

健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届

【手續概要】

この届出は、従業員を採用した場合等、新たに健康保険及び厚生年金保険に加入すべき者が生じた場合に、事実発生から5日以内に事業主が行うものです。

※従業員が年金受給者であっても、加入要件を満たしている場合は届出をする必要がありませんのでご注意ください。

【添付書類】

原則として必要ありませんが、以下の1.～3.に当てはまる場合は、それぞれの場合に応じて添付書類が必要となります。

1. 「資格取得年月日」に記載された日付が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合（組合健保、協会けんぽの被保険者共通）
 - ①被保険者が法人の役員以外の場合
賃金台帳の写し及び出勤簿の写し（事実発生日の確認ができるもの）
 - ②被保険者が株式会社（特例有限会社を含む。）の役員の場合
株主総会の議事録または役員変更登記の記載がある登記簿謄本の写し（事実発生日の確認ができるもの）
※その他の法人の役員の場合はこれらに相当する書類
2. 60歳以上の方が、退職後1日の間もなく再雇用された場合（この場合は、同時に同日付の資格喪失届の提出が必要になります）以下の①と②両方又は③
 - ①就業規則、退職辞令の写し（退職日の確認ができるものに限る）
 - ②雇用契約書の写し（継続して再雇用されたことが分かるものに限る）
 - ③「退職日」及び「再雇用された日」に関する事業主の証明書（事業主印が押印されているものに限る）
3. 国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）に引き続き加入し、一定の要件に該当する場合等（ただし、国保組合の理事長が認めた場合に限られており、事実発生日から5日以内に届出を行う必要があります）
健康保険被保険者適用除外承認申請書